

令和5年度 食品表示法に係る食品表示講習会 実施要領

1 目的

平成27年4月にJAS法、食品衛生法及び健康増進法のうち食品表示に係る部分を一元化した「食品表示法」が施行され、その猶予期間が令和2年3月31日をもって終了した。

食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められている食品表示基準は例年改正があり、改正に合わせた適正な食品表示を作成しなければならない。

以上のことから、食品表示の適正化のため、事業者等に対し研修を行い、食品表示法での表示方法について、周知徹底を図る必要がある。

2 主催者

福島県県南農林事務所

3 対象者

県南管内の次に掲げる食品関連事業者であって、食品の製造、加工、販売等により表示の作成等を要すると想定される者

- (1) 食品衛生法第52条第1項の許可を受けた者
- (2) 漬物製造施設の衛生確保に関する要綱に規定する営業者
- (3) 農産物等の簡易な加工を行う者
- (4) 農産物等の直売所の担当者

4 日時及び場所

日時：令和5年10月2日（月）10時30分～12時00分

場所：福島県白河合同庁舎（白河市昭和町269） 大会議室

※1 受付開始は、講習開始時刻の30分前。

5 内容

- | | | |
|----------------------|------------|--------|
| (1) 食品表示法の概要について | (県南農林事務所 | 指導調整課) |
| (2) 品質事項（旧JAS法）について | (県南農林事務所 | 指導調整課) |
| (3) 衛生事項（旧食品衛生法）について | (県南保健福祉事務所 | 衛生推進課) |
| (4) 保健事項（旧健康増進法）について | (県南保健福祉事務所 | 健康増進課) |
| (5) 質疑応答 | | |

※ 酒類は説明の対象外

6 定員

40名

7 参加費

無料

8 持参物

筆記用具、申込書（控えがある場合）

9 受講にあたっての注意事項

・一団場で複数人の参加を希望されている場合、申込み状況により後日参加人数を調整させていただく場合がございます。